

17. 水質汚濁に係る環境基準について

環境庁告示第59号引用
昭和46年12月28日
環境省告示第30号最終改正
平成25年3月27日

水質汚濁に係る環境基準について

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

(3) (2)による水域類型の指定は、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべてにつき、次に掲げる事項に十分留意して行なうこととする。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、または著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域の現在の利用目的および将来の利用目的の推移につき配慮すること。

ウ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少くとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意しつつ、その達成期間につき配慮すること。

(4) (2)に基づき水域類型の指定を行なうに当たっては、あらかじめ、中央公害対策審議会および関係都道府県知事その他の関係者の意見をきかなければならないものとする。

(5) (2)に基づく水域類型の指定を行なう場合には、その内容および(3)のオの達成期間を公示するものとする。

- (6) 都道府県知事が(2)に規定する政令に基づき水域類型の指定を行うに当たっては、(3)及び(5)に準ずるとともに、次に掲げる事項を遵守させるよう措置することとする。

なお、環境庁長官は、イの通知を受けとったときは、関係行政機関の長に連絡するものとする。

ア あらかじめ、都道府県公害対策審議会その他の関係者の意見を聴くこと。

イ あらかじめ、環境庁長官に通知すること。

ウ 対象水域が、二以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、あらかじめ、関係都道府県知事と協議するとともに、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

- (7) 環境庁長官は、(2)に規定する政令に基づき都道府県知事が水域類型の指定を行なうこととされている水域のうちに水域類型の指定を早急に行なう必要があると認められる水域がある場合は、当該関係都道府県知事に対し、当該水域につき(2)に基づく水域類型の指定を行なうべきことを勧告するものとする。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 環境基準の改訂は、次により行なうこととする。

- (1) 1の(3)に係る改訂は、第1の2の(2)から(7)までに準じて行なうものとする。
- (2) 昭和45年9月1日および昭和46年5月25日の閣議決定によって行なわれた水域類型の指定またはこれらの水域類型に係る環境基準の達成期間の改訂を第1の2の(2)に規定する政令に基づき都道府県知事が行なおうとするときは、あらかじめ、環境庁長官と協議させるよう措置すること

とする。

平成7年4月1日から施行する。

※別表1及び別表2については、「建設環境必携」を参照のこと。